

扶桑町議会議案第 81 号

扶桑町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

扶桑町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鮎瀬 武

提案理由

人事院規則 10-11（育児または介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるので提案します。

## 扶桑町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

扶桑町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年扶桑町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条の4を第15条の5とする。

第15条の3第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第15条の4とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、扶桑町職員の育児休業等に関する条例（平成4年扶桑町条例第6号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
  - (3) 扶桑町職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の扶桑町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

扶桑町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第15条の3 任命権者は、扶桑町職員の育児休業等に関する条例(平成4年扶桑町条例第6号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>扶桑町職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認する</u></p>	

新	旧
<p><u>ための措置</u></p> <p><u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認</p>	
	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認

新	旧
等)	等)
<p><u>第15条の4</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出したときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>	<p><u>第15条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出したときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>（次条において「<u>請求等</u>」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>
2 (略)  (勤務環境の整備に関する措置)	2 (略)  (勤務環境の整備に関する措置)
<u>第15条の5</u> (略)	<u>第15条の4</u> (略)